

令和6年度以降の指定の手続きについて (障害者の通所・入所・GH)

埼玉県障害者支援課 施設支援担当

想定スケジュール例

実施時期（締切）	例	実施事項	県	事業者	市町村
6か月以上前	6月	新規事業者は県の事前説明会に参加	●	●	
4ヶ月以上前	7月1日まで	事業者から市町村へ相談の上、 県に対し事前協議資料提出	●	●	●
3ヶ月以上前	8月1日まで	事前協議完了	●	●	
-	8月15日まで	通知の求めのあった市町村に対し、 県から市町村へ事業者情報を通知	●		●
-	8～9月	事業者から市町村に対し意見書の交付依頼 必要に応じて市町村から事業者へ意見書の交付		●	●
前々月末日	9月	事業者から県へ指定申請	●	●	
-	10月	補正・審査	●	●	
事業開始	11月1日	1日付で指定	●	●	